

地方経済再生のための万全の施策を求める意見書

(発議第1号・原案可決)

我が国にとって最大かつ喫緊の課題は、経済の再生であり、政府は、大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体的かつ強力に実行することにより、強い経済を取り戻し、デフレからの脱却とその後の持続的成長を実現するとしている。

そのような中、最近の我が国の経済情勢は、景気回復への期待等を背景に、株価の回復等もみられている。こうした改善の兆しを雇用の拡大等、地域経済の活性化、国・地方一体となった経済再生につなげることが求められている。

しかしながら、地域経済においては、いまだ景気回復を実感できるまでには至っておらず、長引くデフレなどの影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。

都市部ではデフレからの脱却の兆しが見られるものの、地方への波及が見込めなければ、本県経済は中央の景気回復から取り残されることとなり、円安の進行に伴う原材料や燃油の高騰など、地域の中小企業や農林水産業にとっては厳しい状況が続き、景気回復の「負」の影響を受けることが考えられる。

よって、政府及び国会にあっては、地域経済再生のため、実効性ある成長戦略の着実な推進に加え、地域における内需の拡大、民間投資拡大等により、経済効果を地域全体に波及させるなど、万全の措置を講ぜられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

青 森 県 議 会

ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書

(発議第2号・原案可決)

今後想定される巨大地震の被害予想においては、死傷者や建物被害は東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐久性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、特にホテル・旅館、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等で地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについては、建築物の耐震診断を実施し、その結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられた。

わが国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、国策で推進している観光立国の下支えとなっているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、多額の費用を要する建築物の耐震化に対しては重点的な支援が必要であり、地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところであるが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠である。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって国は、ホテル・旅館等の建築物の耐震化を円滑に推進するため、予算の確保、金融支援の充実等必要な財政支援の強化を図るとともに、当該事業者の実情等を十分踏まえ、耐震診断結果の公表時期・表示制度及び耐震対策緊急促進事業の延長についても、特段のご高配をされたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月8日

青 森 県 議 会

台風第18号にかかる災害対策に関する意見書

(発議第3号・原案可決)

青森県では、台風第18号の影響により、平成25年9月15日から16日にかけて、県内各地域で暴風を伴う激しい雨に見舞われ、降り始めからの総雨量は県内全域で100mmを超え、特に中南津軽では200mmを超える記録的な豪雨となった。

この豪雨により、青森県全域において、住家の浸水、りんご園地や水田の冠水、河川の護岸崩壊、急傾斜地の崩壊などの多大な被害が発生し、被害総額は平成25年10月7日現在で99億2,322万円余りとなり、なお拡大の見込みであるなど、県民生活や経済活動に大きな打撃を受けたところである。

この災害からの早期復旧に向け、国・県・被災市町村と連携を図りながら、速やかに被災地域における住民生活の安定を確保し、社会経済の建て直しを図るための総合的な対策が急務となっている。

よって、政府及び国は今回の災害による深刻な事態をご賢察いただき、被災者が安心して暮らせる生活を一日も早く取り戻すため、以下の事項について緊急的な措置を速やかに講じられたい。

記

- 1 災害復旧事業の早期採択を行うとともに、復旧事業に対する十分な予算を確保すること
- 2 特別交付税など国による財政的支援を確実に講じること
- 3 岩木川のりんご園の被災に対する効果的な対策の検討と国直轄区間における無堤区間の整備を促進すること
- 4 津軽ダムの早期完成を図ること
- 5 農道の応急対策工事等の実施に当たり、事務手続きの簡素化を含めた特段の措置を講じること
- 6 馬淵川床上浸水対策特別緊急事業や岩木川水系十川などで進める広域河川改修事業の抜本的な整備を行い、かつ、十分な予算を確保すること
- 7 馬淵川水系に対する災害対策等緊急事業推進費の十分な予算を確保すること
- 8 被災した農業用施設・機械の復旧に向けた支援事業の拡充を図ること
- 9 果樹経営支援対策事業の実施要件の弾力的な運用を図ること
- 10 経営所得安定対策に係る各種交付金について弾力的な措置を講じること
- 11 株式会社日本政策金融公庫の災害復旧関連資金の貸付条件の緩和及び天災融資法の早期発動による天災資金の貸付実行の措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月8日